1	氏名(フ	浅野隆彦(アサノタカヒコ)=自然愛・環境問題研究所 代表			
	リガナ)				
②住所		奈良県			
③電話番号		0743 - 92 - 0206	メールアドレス		
④職業			⑤年齢	⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
		公 数			

総論的要旨

- (1) 縦割り水行政制度の抜本的改革が必要。
- (2) 既往のデータは徹底的に再検証し、河川整備基本方針および計画の全面的 な見直しが必要。
- (3) ダムを含め河道内施設のあり方を徹底的に見直すことが必要。
- (4) コストの基本認識を根本から改めることが必要。
- (5) 検討・検証制度は、その主体資格と民主主義的方法を問うことが必要。
- (6) わが国の不安要因は五つある。

各要旨の説明

(1) 縦割り水行政制度の抜本的改革が必要。

現在の「水に関連する行政制度」は、明治から100年以上に渡る縦割りの亀裂が増大・深化し、多くの弊害を垂れ流して来た。治水対策を「河川法」「多目的ダム法」に限り検討してみても始まらない。他の省庁、他の法律の壁に突き当たるだけである。この現状を抜本的に改善するには、「水循環基本法」*1のような「水に関連する行政制度」の一元化を進めなければならない。〔*1:「水制度改革国民会議」ホームページにおいて「水循環基本法要綱案」参照〕

(2) 既往のデータは徹底的に再検証し、河川整備基本方針および計画の 全面的な見直しが必要。

「基本高水」の決定手法に大きな疑義がある。雨量確率選定や洪水流出計算には誤差以外にも、「確率論」不認識や「定数」(一次流出率や飽和雨量など)の恣意的偽装が疑われるような間違いが横行し、過大な数値を生み出している。これを元にした「計画高水」はもともと過大な流量であるところへ、河道の「疎通量(流下能力)」算定は低く抑える事に努め、恣意的に「ダムありき」の計画規模を拡大して来たのである。これ等を再検証せずして、「計画目標と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案する」ことは、とりもなおさず「過大なコストをかけてもよろしい」と同義語となっている。当「中間とりまとめ(案)」の基本趣意に真っ向から反するものであろう。

(3) ダムを含め河道内施設のあり方を徹底的に見直すことが必要。

これまで、ダム等は洪水を防ぎ、渇水の場合に備え、治水・利水面で国民の安全に寄与するばかりのように宣伝されて来た。しかし、全国で3,000以上のダムが建設され、その何割かは凡そ50年を越えて運用されて来たことによって、今では宣伝とは違う「まぎれもない」本当の姿が見えて来たのである。

ここでは全てを述べる必要はあるまい。治水上は「超過洪水時に異常放流を遣らざるを得ず」下流の水害を増大してしまう事、利水上は「本格的な渇水時はダム集水域も干しあがり」実際に貯水が無くなる事。以上の事等は、今後「地球温暖化進行の影響が顕著になる」ことが確実であり、気象を考えるだけでも深刻な事態を迎えることは間違いないであろう。

環境への負荷は海や空にも影響を与えるのである。ダムは広域の森林を無くし、 貯水池周辺の環境を改変し、膨大な量の生態系を絶滅させ、上下流を断裂すること によって天然魚類の遡上を阻んで来たのである。同時に土砂の流出を止め、水質の 悪化を招き、海に至る下流の生態系にも大きな害を及ぼし、海岸の砂浜を流亡させ てしまいつつある。これらと密接な関係があった住民たちは生業が立たなくなり、 一時的な補償金で追い立てられて来たのであった。

以上を考えるだけでも、既にダム等の河道施設の功罪において、「罪の深さ」 の方が膨大であることは明白である。それらは何百兆円もの税金を使って建設さ れ、毎年何百億円もの維持管理費を喰って存在している。

根本的にそれらは「真に有益ではない」のであり、全ての新規ダム計画は廃止、既存ダム等は撤去し、失われた自然環境の再生を図るべきである。

(4) コストの基本認識を根本から改めることが必要。

ダム等河道内施設のコストをそれらの単体的建設費のみで計上することは不当である。それらを地元に「呑んでもらう」為に必要な「飴」に当る「地域振興策」の種々なる事業費及び補償費・用地賠償費など、関連費用も加算しなければならない。更に「堆砂除去処分」、「水質悪化防止曝気装置」を含む維持管理費用を算入しなければならない。

尚、計画進行中のダム等についても、現在時点からの「残事業費をもって他の 治水対策案と比較する」とするのは、「ダムありきの為にする」詭弁である。計画 時からの総事業費があくまでもその「治水対策」の真のコストであり、また、最近 のダム事業は殆んどが「地質問題で転んでおり」湛水後に事業費は何倍にも跳ね上 がるのである。

ダム等には「寿命」があり、原因として単体の物理的寿命、堆砂などによる機能不全的寿命、自然環境再生要求や財政再建要求などの「社会的要請」が下ることで「撤去」しなければならないこともある。今後の時代を考える時、「少子高齢化一人口減少一財政悪化」が進行していく中で、現在のインフラを維持出来得るのは凡そ2030年位迄であろうと思われる。「巨大地震」、「温暖化の顕著な影響」による「連続性豪雨」(数値表現で150mm/h・500mm/6h以上)などで大被害を出すダムが出て来る可能性を考えると、既存ダム等の寿命は更に短いと言わねばなるまい。ダム等のコストは「撤去に関わる全費用」を算入しなければならない。

更に、ダム等によって起る「自然環境の破壊中」に失う「自然からの恩恵」を 出来るかぎり明らかにし、将来の「自然環境の全面的再生」までの間の損失につい て「価格評価」を行い、これをもコストに計上しなければならない。その具体的な 例は以下のような事が考えられる。

- 1. ダム等の上下流および河口と近海の漁業収入損失(従来の漁業組合への補償は、その一部に過ぎない)
- 2. 観光関連収入 3. 「水」産業収入 4. CO2 温暖化防止費用
- 5. 水没住民および地域住民への精神的慰謝料(これらは普通ならその自然環境を将来にわたって色々な面で利用出来たり、その美観を楽しむことが出来た筈なのが絶たれた事に対するものであり、従来の補償費や地域対策費には計上されていない)
- (5) 検討・検証制度は、その主体資格と民主主義的方法を問うことが必要。

「事業主体=検討主体」というのは、判り易く例えれば「詐欺犯が法廷や準備書面を自ら用意し、自ら裁判長となって我が罪を裁く」ようなものである。この「中間とりまとめ(案)」において、それぞれ各地方整備局、水資源機構、都道府県などの事業主体自身が検討主体になるとしている。とんでもない話である。そのような事で「公平に、客観的に検討がされる筈がない」と思われなかったのか?「有識者会議」とは名ばかりの「無識者会議」なのか?本当に国民を馬鹿にしているとしか思えないのである。

「できるだけダムに頼らない」を趣旨として始まった「今後の治水対策のあり方 の検討」は国民的課題なのである。国民自らが検討主体に参画し、

学識経験者達の支援を受け、主体的に検討を行ない、主体的に判断する事が出来る「第3者委員会」を設けなくてはならない。事業者側はあくまで「第3者委員会」の求めに従い、審議に必要なデータ・情報に関わる「図画・書類」の提出および「質問への回答や説明」に留まるべきである。

以下に具体的な「検討主体」のあり方を述べる。

- 1. 国土交通大臣は、「今後の治水対策」流域検討委員会(仮称)を準備・運営する事務事業を内閣府行政刷新会議に委嘱し、事務事業に係る予算要求権を行政刷新会議に譲渡する。
- 2. 流域検討委員会(仮称)は全国の該当ダム流域が含まれる水系毎に設置することを基本とする。流域住民委員枠の適格者は該当水系流域内に居住する成人であって、「今後の治水対策」に関心の有る者とする。学識経験者委員枠の適格者は「環境、治水、利水、地質、法律、建築・土木、都市計画、美術、経済、気象などに関連する」一つの専門分野で10年以上の研究経験を持ち、「今後の治水対策」に関心がある全国の35歳以上の日本人(日本語が堪能であることが望ましい)

とする。また、国および関連特殊法人、都道府県および関連外郭団体の職員並 びに経験者は排除するものとする。

- 3. 設置に先立ち、行政刷新会議は各流域検討委員の公募を行い、ホール集合型簡易公開選挙を行なう。流域住民枠は13名、学識経験者枠は12名を基本とし、該当ダム数の多少によって加減するものとするが、必ず住民枠委員が多数になるよう配分し、委員長及び副委員長2名は当初の委員会において住民委員の互選により選任するものとする。流域住民委員は主体的自主的に「今後の治水対策」に関わる調査・検討・判断を行ない、最終的な決定を委員会本会議で行う。学識経験者委員の役割は流域住民委員の求めに応じ、専門分野を中心として分かりやすく助言・証言を行なうことである。但し、最終的決定案に対する「意見書」を各自提出しなければならない。
- 4. 各流域検討委員会の事務局は、民間のシンクタンク・コンサルタントやメディアなどより「公募型競争入札」によって決定する。入札に先立ち、行政刷新会議は「事務局中立誓約」の条件付きである事を通告して置かなくてはならない。
- 5. 各流域検討委員会の運営費用については、広報・事務局経費は別途にし、総額1億円を基準に委員会が予算書を作成の上、行政刷新会議に要求するものとする。報酬については、住民委員は日当1万円、学識委員は日当2万円を基準とする。尚、宿泊・旅費は委員会において各委員からの事情聴取と検討を行ない、実費的支払いとする。
- 6. 委員会の運営・会議全てにおいて民主主義を基本にしなければならない。委 員会の行動は全て自主的に行われなければならない。

(6) わが国の不安要因は五つある。
1. 地球温暖化進行による顕著な影響。(治水関連の例としては、時間当たり12 0mmを超える豪雨の頻発) 2. 自然環境資源の大減少。 3. 人口減少。 4. 少子高齢化。 5. 危機的な赤字財政。
以上、個々の頁、行を辿っての記述は膨大なものとなるので、お仕着せを返上 し、全体に対する主要論とした。これにより、細部までお察しあれ。